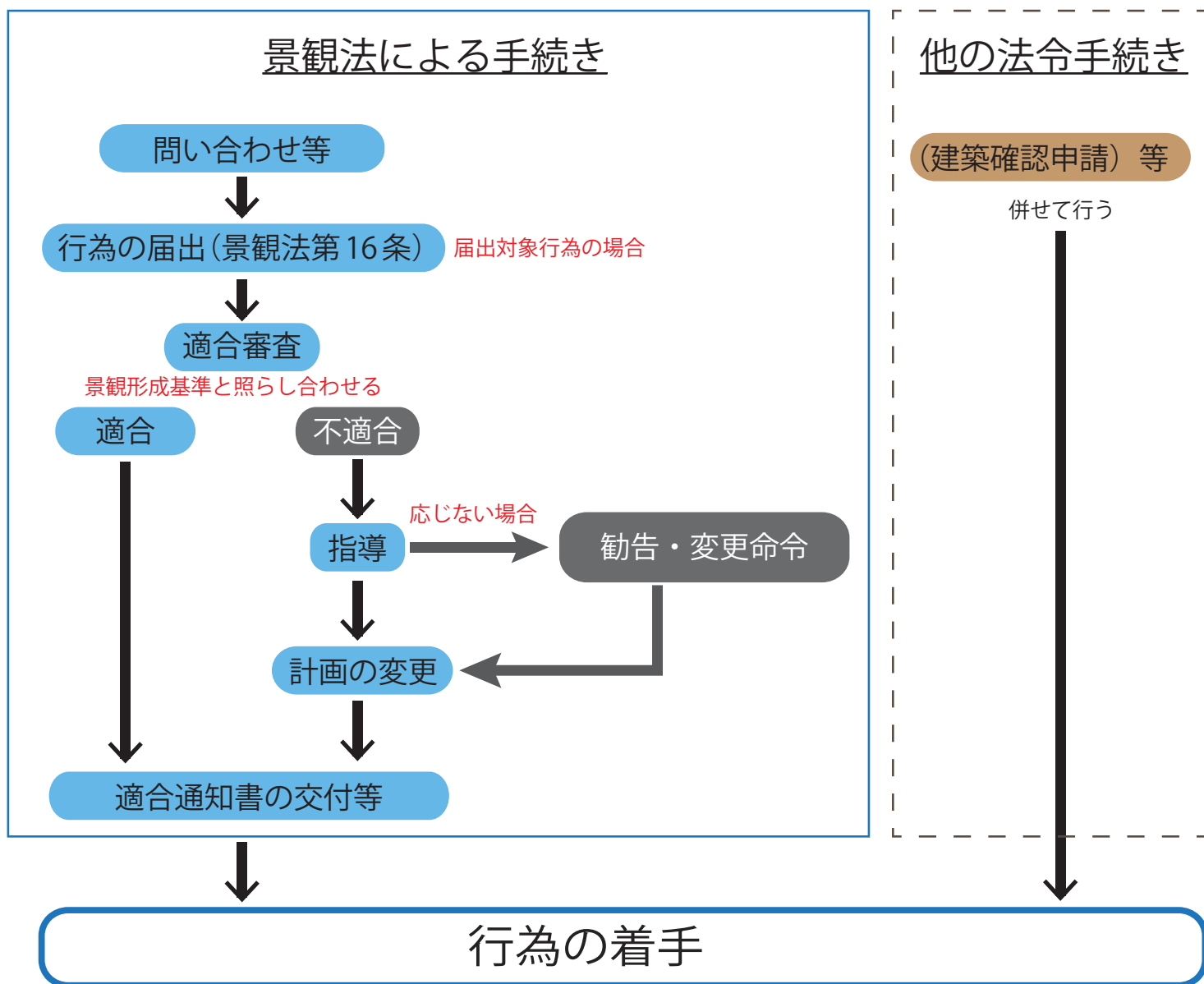


# 届出対象行為に関する手続きの流れ



※1 届出対象行為について事前に協議を行うことも想定しています。

※2 適正な届出を行わなかった場合や変更命令に従わない場合などは、景観法に基づく罰則があります。

- ・届出違反に対する罰則：30万円以下の罰金
- ・変更命令に従わなかった場合の罰則：50万円以下の罰金、原状回復命令
- ・原状回復命令に従わなかった場合の罰則：1年以下の懲役、又は、50万円以下の罰金

※3 届出書を受理した日から30日間経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することができません。ただし、届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知書が交付され、適合通知日以降であれば着工が可能です。特定届出対象行為(町が条例で定めるもの)※4に関しては、審査の期間が最大90日間まで延長される場合があります。

※4 特定届出対象行為は、届出を要する建築物及び工作物に関する行為のうち、特に良好な景観形成を誘導したい行為を景観行政団体が条例で定めるものです。特定届出対象行為は、法第17条第1項により、変更命令の対象となります。町では、辰野町景観条例により、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものを特定届出対象行為とします。